

### 埼玉県報

第 430 号 令和 5 年(2023 年) 7 月 14 日 金曜日

#### 目 次

#### 告示

- 指定納付受託者の指定(情報システム戦略課)
- 令和5年度第6回狩猟免許試験の実施(みどり自然課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示(商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定施業要件の変更予定 (森づくり課)
- 埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程(政策調査課)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定(選挙管理委員会)

#### 雑報

O 埼玉県市町村職員共済組合公告(市町村課)

# 埼玉県告示第七百九十五号

の中欄に掲げる者を指定納付受託者に指定した。 定により、次の表の上欄に掲げるサービスを利用した手数料等の納付につい 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十一条の二の三第一項の規 て同表

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

サービスの 名称、 指定納付受託者の事務所の所在地等及び指定期間

	届出サービス	埼玉県電子申請·	サービスの名称			
代表取締役社長 佐々木 裕	株式会社NTTデータ	東京都江東区豊洲三丁目三番三号	名称及び代表者氏名指定納付受託者の事務所の所在地、			
三十一日ま	から令和六	令和五年:	指定			
まで	六年三月	七月一日	期間			

一指定をした日

令和五年七月一日

# 埼玉県告示第七百九十六号

号 鳥獣 以 下  $\mathcal{O}$ 法」 保護及び管理並びに狩猟 とい う。  $\smile$ 第四十  $\mathcal{O}$ \_\_ 適正 条  $\mathcal{O}$ 狩 化 に 猟 関 免 はする法 許 試 験を 律 次 (平成  $\mathcal{O}$ لح お +兀 ŋ 実施する。 年法律第 八 +八

6和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

免 許  $\mathcal{O}$ 区 分、 試 験  $\mathcal{O}$ 期 日 及 び 会場 並 び に 狩 猟 免許 申 請 書  $\mathcal{O}$ 提 出 期 限

	わな猟	免許の区分
三月二日(	令和六年	期
(土)		日
総合センター	埼玉県県	会
ター	民活動	場
十二月二十日(水)	令和五年	提出期限

### 一 受験資格

試 験当 日 に お 11 て、 次  $\mathcal{O}$ イ 及 び 口 に 該 当する者

イ 県内に住所を有する者

口 法第 匹 +条各号 0 ١V ず れ に Ł 該 当 な 11 者

二 狩猟免許申請書の提出先

受験者の住所地を管轄する環境管理事務所

### 四 提出書類

イ 狩猟免許申請書

口 セ 写真 チ メ 申 請前六月 ル 横 以 内 几 セ 撮 影 ン チ た無 メ 帽  $\vdash$ ル 正面、  $\mathcal{O}$ £  $\mathcal{O}$ で、 上三分身、 そ  $\mathcal{O}$ 裏 無背景 面 に氏氏 名  $\mathcal{O}$ 及 縦三 び 撮  $\bigcirc$ 

年月日を記載したもの)一枚

= ハ 規定に 11 な な 銃 銃 砲 砲 1 者 刀 ょ 刀 12 剣 剣 と る 類所 許可 類所 に あ 0 0 ては、 持 1 持等取締法 を現に受け て 等取締法  $\mathcal{O}$ その 医 師 第四  $\mathcal{O}$ 者 7 昭昭 診 が V る者に 条第 法第 断 和三十三年 書 兀 \_ +項 あ · 条 第 第 2 一号の て 法律第六号) 二号 は、 当該許 か 規 定に 5 第 第 四 四号 ょ 可 に る ま 許 係 条 で 可 る 第 を現に 許  $\mathcal{O}$ 規 可 項 定 証 第 · 受 け  $\mathcal{O}$ 該 孚 当 7  $\mathcal{O}$ 

五 狩猟免許申請手数料

埼 玉 五. 千二百 収 入 証 円 紙 **(**法 を 第 狩 猟 匹 免 +許 九 条第 申 請 書に \_\_ 号に 貼 掲げ ŋ 付 る者に け て 納 あ 付 す 0 ては三千 ること。 九 百 円 相 当 額

六 試験の方法

イ 試験は、次に掲げる科目について行う。

技能試験				知識試験			適性試験	区分
猟具の使用の是非の判別及び架設並びに獣類の判別	鳥獣の保護及び管理	鳥獣	猟具	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令	運動能力	聴力	視力	科目

ハロ 技能試 験 は、 適性試験及び 知 識試 験  $\mathcal{O}$ 合格者に 対 して行う。

及び管理並びに狩猟の適正化に関する法令、 法第四十-九条第一号に該当する者に 2 V ては、 鳥獣並びに鳥獣の保護及び管理に 知 識試験のうち、 鳥獣 の保護

狩猟免許申請書の配布

係るものを免除する。

七

狩猟免許申請書は、埼玉県ホ ムペ ジ及び各環境管理事務所において配布す

る。

# 埼玉県告示第七百九十七号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立 概要等に 及び当該届出等を次の 0 いて 地法 同条第三項に (平成十年法律第 とお お り 縦 11 覧 て準用する同 に 九 供 +、する。 号) 法 第六条第一 第五条第三項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に による届 ょ ŋ

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

## ロ変更の概要

大規模 小売店 舗 を設置する 者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は名称及び 住所並 立びに法・ 人 に あ 0 て は

代表者の氏名

(変更前) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一

大規 模 小 売店舗 に お 1 て 小 売業を行う 者の氏名又 は 名 称及び 住所並 び

にあっては代表者の氏名

(変更前)株式会社ヤオコー 代表取締役 川野清巳

埼玉県川越市脇田本町一番地五 外 計五者

(変更後) 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

ハ 変更年月日

埼玉県川

越市

新

宿

町

目

+

番

地

計五者

令和五年三月十七日外

二 届出年月日

令和五年六月二十八日

### 二 縦覧期間

和五年 七 月 +兀 日 カゝ 5 令 和 五 年 +月 +兀 日 まで

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援署

埼玉県西部地域振興センター

# 四 意見書の提出

対し、 の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺 意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和五年七月十四日から令和五年十一月十四日まで

口 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県告示第七百九十八号

公告し、 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。 2 いて、 同条第三項に (平成十年法律第 お 1 て準用する同 九十 号) 法第五条第三項 第六条第二項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ n

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 一届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヤオコー高麗川店

埼玉県日高市字鹿山三百八番地一外

## ロ変更の概要

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 三千五百五十一平方メートル

(変更後) 四千三百八平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 総収容台数 一八七台

(変更後) 位置 図面省略 総収容台数 二二二台

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)位置 図面省略 総容量 五八立方メートル

(変更後)位置 図面省略 総容量 六二立方メートル

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 七か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第一駐車場 前 八時三十分 から翌年 前零時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

(変更後) 駐車場 午前 八時三十分 カュ ら翌午前零時三十分

第二駐車場 午前八時三十分から翌午前零時三十分

第三駐車場 午前八時三十分から午後十時

界四駐車場 午前八時三十分から午後十時

## ハ 変更年月日

令和六年二月二十九日

二 届出年月日

令和五年六月二十八

### $\equiv$ 縦覧期間

令和五 年七月十四日 カュ ら令和五 年十一月十四日 L まで

### 三 縦覧場所

玉県産業労働 部 商 業 • サ ビ ス産業支援

埼玉県西部地域振興セン タ

### 兀 意見書の提出

 $\mathcal{O}$ 地域の 大規模小売店舗立 生活環境の 保持 地法第八条第二項の  $\mathcal{O}$ ため配慮すべき事項に 規定により、 2 V て意見を有する者は 当該大規模小売店舗 の周辺 県に

対 意見書の提出により、 これを述べることができる。

### イ 意見書提出期間

意見書提出先 令和五年七月十E 匹 日 か 5 令 和 五年十 月 +四日まで

# 口

埼玉県産業労働部商業 サ ビス産業支援課

# 埼玉県告示第七百九十九号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立 概要等に 及び当該届出等 0 いて、 地法 同条第三項に を次の (平成十年法律第 とお お り 縦 11 覧 て準用する同 に 九 供 +す る。 号) 法 第六条第一 第五条第三 項 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一早

## ロ 変更の概要

大規 模 小売店 舗 に お 11 て 小 売業を行う者  $\mathcal{O}$ 氏 名又は名称及び 住所並び 人

にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都北区赤羽二丁目一番一号

(変更後) 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

東京都武蔵野 市吉祥寺本町 丁 目十二番十号 外 計二者

## ハ 変更年月日

令和五年五月八日外

## 二 届出年月日

令和五年六月三十日

### 二 縦覧期間

令 和五 年 七 月 + 兀 日 カュ 6 令 和 五 年十 月 + 兀 日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

# 四 意見書の提出

大規 模小 ,売店舗 <u>\frac{1}{2}</u> 地法 第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り、 当該大規模 小売店 舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地域  $\mathcal{O}$ 生 活 環境 0 保持  $\mathcal{O}$ た め 配慮す ベ き事 項に 9 *\*\ て意見を有する者 は 県

対 意見 書  $\mathcal{O}$ 提 出 に ょ り れ を述 ベ ること が で きる。

# イ 意見書提出期間

和 五. 年七月 +兀 日 カ 5 令 和 五年  $\dot{+}$ \_\_ 月 +兀 日 ま で

# 口 意見書提出先

# 埼玉県告示第八百号

公告 出  $\mathcal{O}$ 大規模小売店舗立地法 概要等に 及び当該届出等 2 いて、 同条第三項に を次 (平成十年法律第  $\mathcal{O}$ لح お お り 縦 V て準 覧 九 12 供 用する同 +ずる。 号) 法 第六条第二項 第五条第三 項  $\mathcal{O}$ 規定に  $\mathcal{O}$ 規定に . よる届 ょ ŋ

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

# 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友川口芝店

埼玉県川口市芝高木二丁目一番一号

## ロ変更の概要

駐車場の位置及び収容台数

(変更前)位置 図面省略 総収容台数 四三台

(変更後) 位置 図面省略 総収容台数 六二台

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前) 出入口の数 二か所 位置 図面省略

(変更後) 出入口の数 三か所 位置 図面省略

来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前)第一駐車場 午前零時から翌午前零時

(変更後) 第一駐車場 午前零時から翌午前零時

第二駐車場 午前七時から午後十時

## ハ 変更年月日

令和六年三月一日

## 二 届出年月日

令和五年六月三十日

### 二 縦覧期間

和 五年 七 月十 兀 日 カゝ 5 令 和 五. 年 + \_ 月 +日 ま で

### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

# 四 意見書の提出

模 売 店舗 <u>\( \frac{1}{\chi} \).</u> 地 法 第 八 条第二項  $\mathcal{O}$ 規定 に ょ り 当該 大規 模 小 売店 舗  $\mathcal{O}$ 周 辺

 $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 生 活 1環境の 保 持  $\mathcal{O}$ た  $\Diamond$ 配慮す ベ き事 項 に 0 11 て意見を有 する者 は

イ 意見書提出期間対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

意見書提出先令和五年十一月十四日まで意見書提出期間

口

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

# 埼玉県告示第八百一号

を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三に て準用する同法第三十条の規定により告示する。 次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣 から通知 お 11

令和五年七月十四日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秩父市(次の図に示す部分に限る。

一 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)主伐として 伐採をすることが できる立木は、 当該 立 木の 所 在す る市 町 村

係る市 町 村森 林整備計画 で 定 める標準伐期 齢以 上のも のとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

口

次のとおりとする。

次  $\mathcal{O}$ 义 及 び 次 0 とお ŋ は、 省 略 そ  $\mathcal{O}$ 义 面 及 び 関係書類を埼玉県庁

び秩父市役所に備え置いて縦覧に供する。)

及

# 埼玉県議会告示第七号

埼玉県議会委員会規程の 一部を改正する規程を次のように定める。

令和五年七月十四日

埼玉県議会議長 <u>\f</u> 石 泰 広

埼玉県議会委員会規程の一部を改正する規程

埼玉県議会委員会規程 (昭和五十八年埼玉県議会告示第一号)  $\mathcal{O}$ 一部を次のよう

に改正する。

第十条の二第一項中「発生等」 の 下 に 「若しくは育児、 介護等のやむを得ない事

由」を加える。

則

この規程は、 公布の日から施行する。

# 埼玉県選管告示第四十九号

投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。 第二号(他の政令において準用し、又は例による場合を含む。)の規定による不在者 公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項

令和五年七月十四日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

老人ホ	種
] 	別
ふじさくら有料老人ホーム 医療法人さくら	施設の開設主体及び名称
十八番一号	所 在 地

埼玉県市町村職員共済組合公告

埼玉県市町村職員共済組合定款第五条の規定に基づき、令和四年度決算の要旨を

公告する。

令和五年七月十四日

埼玉県市町村職員共済組合理事長 富 岡 勝 則

排	益計算書の要旨													(単	位:千円)
										宿泊	宿泊				
	経理区分	短 期	厚生年金 保 険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保 健	アルヘ"ンローセ"	会館	貯 金	貸付	物資	財形
	負 担 金	18,000,994		2,690,695	347,099			644,620	768,989						
収	掛金(組合員保険料)	17,939,306	32,785,695	2,690,709					758,895		ĺ				
	施設収入・商品売上									196,289	45,539				
	利息及び配当金	1,750				37,055	10,039	162	353	1,802	255	6,103,067	10	1	
入	その他収入	3,511,092						257,371	120,296	2,913	115,258	1,046,720	57,898	66,894	366
	他経理から繰入金							122,182		110,000					
	前年度支払準備金	2,518,966													
	計	41,972,108	84,105,582	5,381,404	347,099	37,055	10,039	1,024,335	1,648,533	311,004	161,052	7,149,787	57,908	66,895	366
	給 付	19,475,975													
	役職員給与							262,477	55,277	23,651	28,106	46,948	53,866		
	旅費・事務費							52,432	6,565	2,921	450	6,792	2,953	164	
	商品仕入									6,141	4				
	飲食材料費									59,581	ĺ				
	委 託 費							123,133	171,340	76,656	30,884	155,838	15,000	600	
支	支払利息					37,055	10,039		***************************************			6,900,046	37,055	53,416	366
	連合会払込金	496,784													
	負担金払込金		51,319,887	2,690,695	347,099										
	掛金払込金(組合員 保険料払込金)		32,785,695	2,690,709					***************************************	1	ĺ				
	前期高齢者納付金	6,243,183													
	後期高齢者支援金	8,071,306													
出	病床転換支援金	21									ĺ				
щ	老人保健拠出金														
	退職者給付拠出金														
	他経理へ繰入金	122,182							110,000						
	その他支出	6,382,668						550,721	1,233,184	179,907	76,704	42,137	20,386	12,080	***************************************
	次年度支払準備金	2,843,707													
	計	43,635,826	84,105,582	5,381,404	347,099	37,055	10,039	988,763	1,576,366	348,857	136,148	7,151,761	129,260	66,260	366
	当期利益金又は当 損 失 金 ( △ )	△ 1,663,718						35,572	72,167	△ 37,853	24,904	△ 1,974	△ 71,352	635	
	XXXX														
貸付	昔対照表の要旨														
資	流動資産	9,338,147	5,145,192	342,230	2,591	6,264	671,051	1,300,909	2,743,104	1,369,634	1,240,296	41,946,318	1,234,437	39,204	1
	固定資産					3,431,000	12,553,950	2,658	1	1,940,799	881,079	435,674,229	4,558,833	2,957,170	67,385
	資産合計	9,338,147	5,145,192	342,230	2,591	3,437,264	13,225,001	1,303,567	2,743,105	3,310,433	2,121,375	477,620,547	5,793,270	2,996,374	67,386
負	流動負債	136,253	5,145,192	342,230	2,591			41,293	541,751	18,468	8,363	453,964,395	2,517	1,468	
貝	固定負債	2,843,707				3,437,264	13,225,001	209,289	90,709	154,833	672,875	3,472	3,972,123	2,868,000	67,385
債	負債合計	2,979,960	5,145,192	342,230	2,591	3,437,264	13,225,001	250,582	632,460	173,301	681,238	453,967,867	3,974,640	2,869,468	67,385
純	資本剰余金								981	2,130,777	988,151				
	利益剰余金	6,358,187						1,052,985	2,109,664	1,006,355	451,986	23,652,680	1,818,630	126,906	1
	純資産合計	6,358,187						1,052,985	2,110,645	3,137,132	1,440,137	23,652,680	1,818,630	126,906	1
	債・純資産合計	9,338,147	5,145,192	342,230	2,591	3,437,264	13,225,001	1,303,567	2,743,105	3,310,433	2,121,375	477,620,547	5,793,270	2,996,374	67,386